

Ⅱ 履修ガイド

1. 健康栄養学科 教育課程

(1) 共通基礎科目

| 区 分   | ナンバ<br>リング | 授 業 科 目 名     | 単位数 |        | 授 業 の 態<br>形 | 開講期 (毎週のコマ数) |      |       |      | 指定科目     | 備考 |
|-------|------------|---------------|-----|--------|--------------|--------------|------|-------|------|----------|----|
|       |            |               | 必修  | 選<br>択 |              | 1 年          |      | 2 年   |      | 健康<br>栄養 |    |
|       |            |               |     |        |              | I 期          | II 期 | III 期 | IV 期 |          |    |
| 人間学系  | GC1101     | 宗 教 学         | 2   |        | 講 義          | 1            |      |       |      |          |    |
|       | GC1102     | 哲 学 ・ 倫 理 学   |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
|       | GC1103     | 文 化 史         |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
| 生活学系  | GC1104     | 日 本 国 憲 法     |     | 2      | 講 義          | 1            |      |       |      |          |    |
|       | GC1105     | 社 会 科 学 (政治)  |     | 2      | 講 義          | 1            |      |       |      |          |    |
|       | GC1106     | 社 会 科 学 (経済)  |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
| 生活科学系 | GC1107     | 自 然 科 学 (物理)  |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
|       | GC1108     | 自 然 科 学 (化学)  |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      | ○        |    |
|       | GC1109     | 自 然 科 学 (生物)  |     | 2      | 講 義          | 1            |      |       |      | ○        |    |
|       | GC1110     | 数理・データサイエンス基礎 |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
| 語 学 系 | GC1111     | 言 葉 と 表 現     |     | 2      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
|       | GC1112     | 総合英語コミュニケーション |     | 2      | 演 習          | (1)          | (1)  |       |      |          |    |
|       | GC1113     | 英 語 表 現 法     |     | 2      | 演 習          | (1)          | (1)  |       |      |          |    |
| 健康学系  | GC1114     | 健 康 ス ポ ー ツ 論 |     | 1      | 講 義          |              | 1    |       |      |          |    |
|       | GC1115     | ス ポ ー ツ 実 技   |     | 1      | 実 技          | 1            |      |       |      |          |    |
| キャリア系 | GC1116     | 情 報 処 理 I     |     | 2      | 演 習          | 1            |      |       |      |          |    |
|       | GC1117     | キャリアデザイン I    |     | 2      | 講 義          | 1            |      |       |      |          |    |
|       | GC1118     | キャリアデザイン II   |     | 1      | 講 義          | (1)          |      |       |      |          | ※  |
| 特別科目  | GC1901     | 芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ  | 0.5 |        | 演 習          | (1)          |      |       |      |          |    |
|       | GC1902     | 芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ  | 0.5 |        | 演 習          |              |      | (1)   |      |          |    |
| 合 計   |            |               | 3   | 31     |              | 9            | 10   |       |      |          |    |

○は必修科目。※就職部が運営する就職支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内15大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

健康栄養学科は、食と栄養に関する専門知識と実践力からなる専門性を発揮して、健康で豊かな生活を営むことができる人間の育成を進めています。この教育目的を果たすため、社会の期待に応える栄養士とフードスペシャリストの育成を教育目標とします。このため、次のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）により、「単位の実質化」に配慮して入学から卒業まで効果的な学修が行えるようカリキュラムを編成します。

- 1) 建学の精神と専門科目の理解に必要な共通基礎科目、食と栄養に関する基本的な専門科目を卒業必修科目として開講します。
- 2) 建学の精神に基づく人格形成と専門の探求のための科目を選択科目として開講します。

- 3) 栄養士とフードスペシャリストの養成を目標に栄養士課程とフードスペシャリスト課程を設け、必要な科目をそれぞれの課程の必修科目として開講します。
- 4) 栄養士課程の必修科目で栄養士業務の実務を学ぶ給食論実習Ⅲ（校外実習）には履修要件を設けて、履修する学生のレベルを対外的に保証します。
- 5) 高等学校までの復習を含む基礎的科目として、基礎自然科学、自然科学（化学）、自然科学（生物）を1年次に必修科目として開講します。
- 6) 基本的な科目から応用的な科目へと系統的に学べるように開講時期を配置します。
- 7) 卒業学年の12月に実施されるフードスペシャリスト資格認定試験と栄養士実力認定試験に対応できるよう開講時期を調整します。

## (3) 専門科目

| 区 分                 | ナンバ<br>リング | 授 業 科 目 名    | 開講<br>単<br>位<br>数 | 卒業必修・<br>選択の別 |        | 授業の形態  |        |             | 栄養士 | フ<br>ィ<br>ド<br>ス<br>ペ<br>シ<br>ャ<br>リ<br>ス<br>ト | 開講期(毎週のコマ数) |      |       |      | 備 考  |
|---------------------|------------|--------------|-------------------|---------------|--------|--------|--------|-------------|-----|------------------------------------------------|-------------|------|-------|------|------|
|                     |            |              |                   | 必修            | 選<br>択 | 講<br>義 | 演<br>習 | 実<br>習<br>等 |     |                                                | 1 年         |      | 2 年   |      |      |
|                     |            |              |                   |               |        |        |        |             |     |                                                | I 期         | II 期 | III 期 | IV 期 |      |
| 社会生活<br>と 健 康       | HN2401     | 公 衆 衛 生 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2302     | 社 会 福 祉 概 論  | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      |       | 1    |      |
| 人 体 の<br>構 造<br>機 能 | HN2111     | 解 剖 学        | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2112     | 生 理 学        | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2313     | 生 化 学        | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2314     | 病 理 学        | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2115     | 解剖生理学実験Ⅰ     | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                | 2           |      |       |      |      |
|                     | HN2216     | 解剖生理学実験Ⅱ     | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             | 2    |       |      |      |
| 食 品 と<br>衛 生        | HN2221     | 食 品 学 Ⅰ      | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              |             | 1    |       |      |      |
|                     | HN2322     | 食 品 学 Ⅱ      | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2223     | 食 品 衛 生 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              |             | 1    |       |      |      |
|                     | HN2224     | 食 品 学 実 験    | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   | 1                                              |             | 2    |       |      |      |
|                     | HN2325     | 食品衛生学実験      | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      | 2     |      |      |
| 栄 養 と<br>健 康        | HN2131     | 基 礎 栄 養 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2232     | 応 用 栄 養 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             | 1    |       |      |      |
|                     | HN2133     | 健 康 食 生 活 論  | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2334     | 臨 床 栄 養 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2235     | 基礎栄養学実習      | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             | 2    |       |      |      |
|                     | HN2336     | 応用栄養学実習      | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      | 2     |      |      |
|                     | HN2437     | 臨床栄養学実習      | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      |       | 2    |      |
| 栄 養 の<br>指 導        | HN2441     | 公 衆 栄 養 学    | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2342     | 栄養指導論総論      | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2443     | 栄養指導論各論      | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2344     | 栄養指導論実習Ⅰ     | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      | 2     |      |      |
|                     | HN2445     | 栄養指導論実習Ⅱ     | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      |       | 2    |      |
| 給 食 の<br>営 運        | HN2151     | 給食計画・実務論     | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   |                                                | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2152     | 調 理 学        | 2                 | 2             |        | 2      |        |             | 2   | 2                                              | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2253     | 給 食 論 実 習 Ⅰ  | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                | 2           |      |       |      |      |
|                     | HN2354     | 給 食 論 実 習 Ⅱ  | 2                 |               | 2      |        |        | 2           | 2   |                                                |             |      | 4     |      | 校内実習 |
|                     | HN2455     | 給 食 論 実 習 Ⅲ  | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   |                                                |             |      |       | 1週   | 校外実習 |
|                     | HN2156     | 調 理 学 実 習 Ⅰ  | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   | 1                                              | 2           |      |       |      |      |
|                     | HN2257     | 調 理 学 実 習 Ⅱ  | 1                 |               | 1      |        |        | 1           | 1   | 1                                              |             | 2    |       |      |      |
| そ の 他               | HN2461     | 食 商 品 学      | 2                 | 2             |        | 2      |        |             |     | 2                                              |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2362     | 食 品 鑑 別 論 Ⅰ  | 2                 |               | 2      |        | 2      |             |     | 2                                              |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2463     | 食 品 鑑 別 論 Ⅱ  | 2                 |               | 2      |        | 2      |             |     | 2                                              |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2364     | フードコーディネート論  | 2                 | 2             |        | 2      |        |             |     | 2                                              |             |      | 1     |      |      |
|                     | HN2171     | 基礎自然科学       | 2                 | 2             |        |        | 2      |             |     |                                                | 1           |      |       |      |      |
|                     | HN2472     | 栄 養 士 特 論    | 1                 |               | 1      |        | 1      |             | 1   |                                                |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2473     | フーズスペシャリスト特論 | 1                 |               | 1      |        | 1      |             |     | 1                                              |             |      |       | 1    |      |
|                     | HN2974     | 卒 業 研 究      | 2                 |               | 2      |        |        | 2           |     |                                                |             |      |       | (2)  |      |
| 計                   |            | 40 科 目       | 65                | 42            | 23     | 40     | 8      | 17          | 52  | 24                                             | 13          | 11   | 17    | 12   |      |

注1) 卒業要件は充足したが、「上記に記載の栄養士免許取得のために必要な科目」の一部が未修得で栄養士免許が取得できなかった場合、卒業後に本学において科目等履修生として不足単位を修得すれば栄養士免許取得の資格を得ることができる。

2) 卒業要件は充足したが「フードスペシャリスト」欄に記載するフードスペシャリスト資格を取得のために必要な科目の一部が未修得でフードスペシャリスト資格が取得できなかった場合、卒業後に本学において科目等履修生として不足単位を修得すればフードスペシャリスト資格の認定試験受験資格を得ることができる。

3) 給食論実習Ⅲの履修生としての資格要件

給食論実習Ⅲの履修を希望する学生は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 栄養士課程履修費が納入されている。
- ② 栄養士課程必修科目でⅢ期までに開講されている科目の単位を全て修得している。
- ③ 1年次のGPAが2.0以上である。
- ④ 本学の「建学の精神」を理解し、実践しているとみなされる。

なお、本基準に合わず在学中に給食論実習Ⅲを履修することが出来なかった学生が、卒業後に栄養士免許を取得したいために、科目等履修生として給食論実習Ⅲを履修したい場合は、申し出により面接を行い、検討した上で履修を認める場合がある。

4) GPA活用

- ① 給食論実習Ⅲ履修のための資格要件とする。履修生としての資格要件の詳細は注3)「3.給食論実習Ⅲの履修生としての資格要件」に記載。
- ② GPA2.0未満の学生には学修指導を行う。
- ③ 各種表彰者選出の参考とする。

5) CAP制度

年間に履修できる単位の上限は、54単位とする。ただし、成績優秀者（前の学期までのGPA2.5以上の者）は、60単位を上限とする。

#### (4) 進級の要件

GPA1.6 以上及び「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ」を修得していること。

#### (5) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

学科の目的に鑑み、本学所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(家政学)の学位を授与します。

- 1) 食と健康の関わりについて科学的に理解する能力を修得している。
- 2) 健康的な食生活を実践するための基本的技術が身についている。
- 3) 食と栄養の専門性を発揮して、サービスの精神に基づいて社会に貢献する素養が身についている。
- 4) 論理的思考と倫理観によって、食と栄養に関わる諸問題に対処する能力を修得している。

#### (6) 免許及び資格等を取得するための教育課程

健康栄養学科においては、次に示すような免許及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために本学科において修得しなければならない授業科目及び単位については、

1. 健康栄養学科 教育課程のカリキュラム表及び（注）に明記してあるのでよく注意すること。

| 学 科         | 取得可能な免許及び資格の種類                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| 健 康 栄 養 学 科 | 栄養士免許、フードスペシャリスト資格、専門フードスペシャリスト資格、管理栄養士国家試験受験資格（実務経験3年終了後） |

## (7) 関係法令等の抜粋

この手引きは、各学生が本学のそれぞれの学科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

### 1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(令和1年6月改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(令和1年8月改正)

第142条 ④ 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略) その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(令和1年8月改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

### 2) 栄養士免許に関するもの

健康栄養学科は、栄養士法第2条の規定に基く栄養士養成施設として、昭和28年4月より栄養士の養成を行っている。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○栄養士法(昭和22年12月29日法律第245号)(最終改正 平成19年6月27日法律第96号)

〔栄養士及び管理栄養士の定義〕

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する

ことを業とする者をいう。

- 2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

#### 〔免許〕

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣が指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

- 2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。

- 3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

#### 〔免許の欠格条項〕

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

#### 〔免許証〕

第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。

- 2 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

- 3 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。

- 4 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

#### 〔免許の取消等〕

第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

#### 〔受験資格〕

第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であって次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあっては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあっては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

○栄養士法施行令（昭和28年8月31日政令第231号）（最終改正 平成13年9月5日政令第287号）

#### 〔免許の申請等〕

第1条 栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、それを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 管理栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府



県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 管理栄養士免許証の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

〔養成施設の指定の基準〕

第10条 法第2条第1項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 入所資格は、法第2条第2項又は第12条第1項に規定する者であること。
- 二 修業年限は、2年以上であること。
- 三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

○栄養士法施行規則（昭和23年1月16日厚生省令第2号）（最終改正 平成21年3月31日 省令第83号）

〔養成施設の指定の基準〕

第9条 令第10条第3号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育の内容は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。以下同じ。）にあっては別表第1、それ以外の施設にあっては別表第2に定めるもの以上であること。

別表第1（第9条関係）

| 教育内容                                                                                                                                 | 単 位 数       |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
|                                                                                                                                      | 講義又は演習      | 実験又は実習 |
| 社会生活と健康<br>人体の構造と機能<br>食品と衛生                                                                                                         | 4<br>8<br>6 | } 4    |
| 栄養と健康<br>栄養の指導<br>給食の運営                                                                                                              | 8<br>6<br>4 | } 10   |
| 備考<br>1. 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。<br>2. 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。<br>3. 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。 |             |        |

3) フードスペシャリストに関するもの

○公益社団法人日本フードスペシャリスト協会フードスペシャリスト資格規程（平成26年5月8日改正）

（総則）

第1条 この規程は、フードスペシャリスト資格に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 フードスペシャリストとは、食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食について、的確なる情報を提供することを専門とする者をいう。

（基礎要件）

第3条 フードスペシャリスト資格は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）が認定するフードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）を卒業した者、又は食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験実施規程（以下「就業者向け試験実施規程」という。）を満たす者でなければ取得することができない。

（修得単位）

第4条 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、養成機関の正規の課程において、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

| 授 業 科 目                                | 最低単位数 |
|----------------------------------------|-------|
| フードスペシャリスト論                            | 2     |
| 食品の官能評価・鑑別論（統計処理を含む）                   | 2     |
| 食物学（食品学、食品加工学、食品貯蔵・流通技術論、食品機能学等）に関する科目 | 5     |
| 食品の安全性（食品衛生、食中毒、有害物質、食品添加物、水質等）に関する科目  | 2     |
| 調理学（調理科学を含む）に関する科目                     | 4     |
| 栄養と健康に関する科目                            | 2     |
| 食品流通・消費に関する科目（マーケティングを含む）              | 2     |
| フードコーディネート論                            | 2     |

- 2 第1項に規定する授業科目の授業の方法及び単位数の計算方法は、次に定める場合を除き、大学設置基準・短期大学設置基準に定めるところによる。

|                   |                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 品 の<br>官能評価・鑑別論 | 次のいずれかを含む授業が行われること。<br>(1) 演習 2 単位以上<br>(2) 講義 2 単位以上及び演習 1 単位以上<br>(3) 講義 1 単位以上及び実験もしくは実習 1 単位以上<br>講義にあつては15時間、演習にあつては30時間、実験及び実習にあつては45時間の授業をもって1単位とすること。 |
| 食物学に関する科目         | 講義 4 単位以上及び実験又は実習 1 単位以上を含む授業が行われること。                                                                                                                         |
| 調理学に関する科目         | 講義 2 単位以上及び実験又は実習 2 単位以上を含む授業が行われること。                                                                                                                         |

- 3 第1項に規定する授業科目の単位は、養成機関の科目等履修生としても修得することができる。  
4 第1項の規定は、就業者向け試験実施規程による受験資格者には適用しない。

（フードスペシャリスト資格認定試験）

第5条 フードスペシャリスト資格認定試験（以下「認定試験」という。）は、毎年度、協会主催により養成機関において、原則として12月の第3日曜日に実施する。

- 2 認定試験は、次の各号の資格区分ごとに行う。

- (1) フードスペシャリスト資格
- (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

- 3 認定試験の受験資格は次の者に与える。

- 一 養成機関の最終年次に在籍する学生
- 二 4年制大学である養成機関の第3年次に在籍する学生であつて前条に定める授業科目の単位の全てを第3年次中に修得すると見込まれる者
- 三 養成機関を卒業しており、かつ、前条に定める授業科目の単位の全てを修得済あるいは修得見込である者



- 4 第2項第2号及び第3号の認定試験の受験資格は、同項第1号の認定試験の受験者又は合格者及び就業者向け試験実施規程を満たす者に与えるものとする。
- 5 認定試験の受験申請は、養成機関の在籍者にあつてはその養成機関が属する教育機関を経由して、また養成機関を卒業した非在籍者及び就業者向け試験実施規程による受験資格者にあつては直接協会に行うものとする。
- 6 認定試験の実施要領は、別に定める。

(受験料)

第5条の2 認定試験の受験料は、前条第2項の区分ごとに受験者1名につき次の各号のとおりとする。

- |                               |                   |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) フードスペシャリスト資格              | 4,000円            |
| (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格      | 2,000円            |
| (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格 | 2,000円            |
| (4) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格      |                   |
|                               | 〔就業者向け試験〕 10,000円 |
| (5) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格 |                   |
|                               | 〔就業者向け試験〕 10,000円 |

- 2 養成機関の非在籍者及び就業者向け試験実施規程による受験資格者にあつては、受験料のほか受験票や合否結果等の送付に要する連絡通信費として、受験者1名につき500円を協会に納付するものとする。

(フードスペシャリスト資格認定証)

第6条 第3条及び第4条に定める要件を満たし、第5条第1項及び第2項に定める認定試験に合格した者は、フードスペシャリスト資格認定証（以下「認定証」という）の交付を申請することができる。

- 2 認定証の交付手続き及び様式は、別に定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

平成30年6月7日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

## 2. 幼児教育学科教育課程

### (1) 共通基礎科目

| 区 分   | ナンバ<br>リング | 授 業 科 目 名          | 単位数 |    | 授 業 の<br>形 態 | 開講期(毎週のコマ数) |      |       |      | 指定科目 |       | 備考 |
|-------|------------|--------------------|-----|----|--------------|-------------|------|-------|------|------|-------|----|
|       |            |                    | 必修  | 選択 |              | 1 年         |      | 2 年   |      | 保育士  | 教諭幼稚園 |    |
|       |            |                    |     |    |              | I 期         | II 期 | III 期 | IV 期 |      |       |    |
| 人間学系  | GC1101     | 宗 教 学              | 2   |    | 講 義          | 1           |      |       |      |      |       |    |
|       | GC1102     | 哲 学 ・ 倫 理 学        |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
|       | GC1103     | 文 化 史              |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
| 生活学系  | GC1104     | 日 本 国 憲 法          |     | 2  | 講 義          | 1           |      |       |      |      | ○     |    |
|       | GC1105     | 社 会 科 学（政治）        |     | 2  | 講 義          | 1           |      |       |      |      |       |    |
|       | GC1106     | 社 会 科 学（経済）        |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
| 生活科学系 | GC1107     | 自 然 科 学（物理）        |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
|       | GC1108     | 自 然 科 学（化学）        |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
|       | GC1109     | 自 然 科 学（生物）        |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
|       | GC1110     | 数理・データサイエンス基礎      |     | 2  | 講 義          |             | 1    |       |      |      |       |    |
| 語 学 系 | GC1111     | 言 葉 と 表 現          |     | 2  | 講 義          | 1           |      |       |      |      |       |    |
|       | GC1112     | 総合英語コミュニケーション      |     | 2  | 演 習          | 1           |      |       |      |      | ○     |    |
|       | GC1113     | 英 語 表 現 法          |     | 2  | 演 習          |             | 1    |       |      |      |       |    |
| 健康学系  | GC1114     | 健 康 ス ポ ー ツ 論      |     | 1  | 講 義          | 1           |      |       |      | ○    | ○     |    |
|       | GC1115     | ス ポ ー ツ 実 技        |     | 1  | 実 技          |             |      |       | 1    | ○    | ○     |    |
| キャリア系 | GC1116     | 情 報 処 理 I          |     | 2  | 演 習          | 1           |      |       |      |      | ○     |    |
|       | GC1117     | キ ャ リ ア デ ザ イ ン I  |     | 2  | 講 義          | 1           |      |       |      |      |       |    |
|       | GC1118     | キ ャ リ ア デ ザ イ ン II |     | 1  | 講 義          | (1)         |      |       |      |      |       | ※  |
| 特別科目  | GC1901     | 芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ       | 0.5 |    | 演 習          | (1)         |      |       |      |      |       |    |
|       | GC1902     | 芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ       | 0.5 |    | 演 習          |             |      | (1)   |      |      |       |    |
| 合 計   |            |                    | 3   | 31 |              | 9           | 9    |       |      |      |       |    |

○は必修科目。※就職部が運営する就職支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

### (2) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

教育・保育に関する専門知識と技術、幅広い教養を身につけた保育者を養成するため、以下のような方針に基づきカリキュラムを編成しています。

- 1) 教育・保育の本質を理解し、内容・方法を学ぶ科目を設けます。
- 2) 子どもの発達（心理的・身体的）を深く理解し、支援について学ぶ科目を設けます。
- 3) 保育の表現技術を身につけるための科目を設けます。チャイルド・ミュージックコースにおいては、この内容を更に強化します。
- 4) 保育を総合的に計画・実践するための科目を設けます。
- 5) 学修した知識や技術を統合し、問題を解決する能力を育成するために「卒業研究」を必修とします。  
チャイルド・ミュージックコースにおいては、全員ミュージカルを選択します。

### (3) 専 門 科 目

| 区 分                                         | ナンバ<br>リング | 授 業 科 目        | 単<br>位<br>数 | 卒業必修             |                  | 形態別    |        |                   | 教職     |        |        | 保育士    |         |          | 開 講 期   |   |                    |  | 備 考 |
|---------------------------------------------|------------|----------------|-------------|------------------|------------------|--------|--------|-------------------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|---------|---|--------------------|--|-----|
|                                             |            |                |             | 幼<br>児<br>教<br>育 | チャイルド・<br>ミュージック | 講<br>義 | 演<br>習 | 実<br>験・<br>実<br>習 | 必<br>修 | 必<br>修 | 選<br>択 | I<br>期 | II<br>期 | III<br>期 | IV<br>期 |   |                    |  |     |
| 保 育 の<br>本 質 ・<br>目 的 の<br>理 解 す<br>る 目 的 科 | CE2101     | 保 育 原 理        | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   | 2      | 2      |        | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2202     | 保 育 原 理 II     | 2           |                  |                  | 2      |        |                   |        |        | 2      |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2103     | 教 育 原 理        | 2           |                  |                  | 2      |        |                   | 2      | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2104     | 子 ども 家 庭 福 祉   | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   |        | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2105     | 社 会 福 祉        | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   |        | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2206     | 子 ども 家 庭 支 援 論 | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   |        | 2      |        |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2207     | 社 会 的 養 護 I    | 2           |                  |                  | 2      |        |                   |        | 2      |        |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2108     | 保 育 者 論        | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   | 2      | 2      |        | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
| 保 育 の<br>対 象 の<br>理 解 す<br>る 目 的 科          | CE2109     | 保 育 の 心 理 学 I  | 2           | 2                | 2                | 2      |        |                   | 2      | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2110     | 教 育 心 理 学      | 2           |                  |                  | 2      |        |                   | 2      |        | 2      | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2211     | 子ども家庭支援の心理学    | 2           |                  |                  | 2      |        |                   |        | 2      |        |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2212     | 子どもの理解と支援      | 1           |                  |                  |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2113     | 子 ども の 保 健     | 2           |                  |                  | 2      |        |                   |        | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2214     | 子どもの食と栄養       | 2           |                  |                  |        | 2      |                   |        | 2      |        |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
| 保 育 の<br>内 容 ・<br>方 法 の<br>理 解 す<br>る 目 的 科 | CE2115     | 教育・保育課程論       | 2           |                  |                  | 2      |        |                   | 2      | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2116     | 保 育 内 容 総 論    | 2           |                  |                  |        | 2      |                   | 2      | 2      |        |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2117     | 特別支援教育基礎論      | 2           | 2                | 2                |        | 2      |                   | 2      | 2      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2218     | 教 育 方 法 論      | 1           |                  |                  | 1      |        |                   | 1      |        | 1      |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2219     | 保 育 相 談 支 援    | 2           |                  |                  |        | 2      |                   | 2      | 2      |        |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2120     | 児 童 文 化        | 2           | 2                | 2                |        | 2      |                   | 2      |        | 2      | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2121     | 保育内容演習 健 康     | 1           | 1                | 1                |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2222     | 保育内容演習 人 間 関 係 | 1           |                  |                  |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2123     | 保育内容演習ことばと遊びⅠ  | 1           | 1                | 1                |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2224     | 保育内容演習ことばと遊びⅡ  | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2125     | 保育内容演習表現と創造Ⅰ   | 1           | 1                | 1                |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2226     | 保育内容演習表現と創造Ⅱ   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2127     | 保育内容演習生活と環境Ⅰ   | 1           | 1                | 1                |        | 1      |                   | 1      | 1      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2228     | 保育内容演習生活と環境Ⅱ   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2129     | 保育表現技術 音 楽 Ⅰ   | 2           | 2                | 2                |        | 2      |                   | 2      | 2      |        | 1      | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2230     | 保育表現技術 音 楽 Ⅱ   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2131     | 保育表現技術 器 楽 Ⅰ   | 1           |                  |                  |        |        | 1                 | ※      |        | 1      | 1      | 1       |          |         |   | ※<br>いずれか1科目<br>必修 |  |     |
|                                             | CE2132     | ピ ア ノ Ⅰ（主 科）   | 2           |                  |                  |        | 2      |                   | ※      |        | 2      | 1      | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2133     | ピ ア ノ Ⅰ（副 科）   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   | ※      |        | 1      | 1      | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2234     | 保育表現技術 器 楽 Ⅱ   | 1           |                  |                  |        |        | 1                 |        |        | 1      |        |         |          | 1       | 1 |                    |  |     |
|                                             | CE2135     | 保育表現技術 造 形 Ⅰ   | 2           | 2                | 2                |        | 2      |                   | 2      | 2      |        | 1      | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2236     | 保育表現技術 造 形 Ⅱ   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2137     | 保育表現技術 体 育 Ⅰ   | 2           | 2                | 2                |        | 2      |                   | 2      | 2      |        | 1      | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2238     | 保育表現技術 体 育 Ⅱ   | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2139     | 乳 児 保 育 Ⅰ      | 2           |                  |                  | 2      |        |                   |        | 2      |        | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2140     | 乳 児 保 育 Ⅱ      | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        | 1      |        |        | 1       |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2241     | 子どもの健康と安全      | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        | 1      |        |        |         |          | 1       |   |                    |  |     |
|                                             | CE2242     | 社 会 的 養 護 Ⅱ    | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        | 1      |        |        |         |          |         | 1 |                    |  |     |
| 教育実習                                        | CE2143     | 教 育 実 習 Ⅰ      | 1           |                  |                  |        | 1      |                   | 1      |        |        | 1      |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2144     | 教 育 実 習 Ⅱ      | 1           |                  |                  |        |        | 1                 | 1      |        |        | 1 週    |         |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2145     | 教 育 実 習 Ⅲ      | 1           |                  |                  |        |        | 1                 | 1      |        |        |        | 1 週     |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2246     | 教 育 実 習 Ⅳ      | 2           |                  |                  |        |        | 2                 | 2      |        |        |        |         |          | 2 週     |   |                    |  |     |
| 保育実習                                        | CE2147     | 保 育 実 習 指 導 Ⅰ  | 2           |                  |                  |        | 2      |                   |        | 2      |        | 0.5    | 0.5     |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2248     | 保育実習指導Ⅱ又はⅢ     | 1           |                  |                  |        | 1      |                   |        |        | 1      |        |         |          | 0.5     |   |                    |  |     |
|                                             | CE2149     | 保 育 実 習 Ⅰ－1    | 2           |                  |                  |        |        |                   | 2      |        |        |        | 10 日    |          |         |   |                    |  |     |
|                                             | CE2250     | 保 育 実 習 Ⅰ－2    | 2           |                  |                  |        |        |                   | 2      |        |        |        |         |          | 10 日    |   |                    |  |     |
|                                             | CE2251     | 保 育 実 習 Ⅱ      | 2           |                  |                  |        |        |                   | 2      |        |        |        |         |          | 10 日    |   |                    |  |     |

※  
いずれか 1 科目  
必修

| 区 分                | ナンバリング | 授 業 科 目         | 単位数 | 卒業必修 |              | 形態別 |    |       | 教職 保育士 |    |    | 開 講 期 |      |       |      | 備 考                                                                                       |
|--------------------|--------|-----------------|-----|------|--------------|-----|----|-------|--------|----|----|-------|------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |        |                 |     | 幼児教育 | チャイルド・ミュージック | 講義  | 演習 | 実験・実習 | 必修     | 必修 | 選択 | I 期   | II 期 | III 期 | IV 期 |                                                                                           |
| 保育実習               | CE2252 | 保 育 実 習 Ⅲ       | 2   |      |              |     |    | 2     |        |    | 2  |       |      | 10日   |      |                                                                                           |
| 総合演習               | CE2253 | 教職・保育実践演習       | 2   |      |              |     | 2  |       | 2      | 2  |    |       |      |       | 1    |                                                                                           |
| チャイルドミュージックコース専門科目 | CE2254 | ピアノⅡ（主科）        | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    | ピアノ、ボーカル、器楽のいずれかを主科（必修）とする。また、副科（必修）については、ピアノ専攻の者は、ボーカル、ボーカル専攻の者はピアノ、器楽専攻の者はピアノ及びボーカルとする。 |
|                    | CE2255 | ピアノⅡ（副科）        | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2156 | ボーカルⅠ（主科）       | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    | 1     | 1    |       |      |                                                                                           |
|                    | CE2157 | ボーカルⅠ（副科）       | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    | 1     | 1    |       |      |                                                                                           |
|                    | CE2258 | ボーカルⅡ（主科）       | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2259 | ボーカルⅡ（副科）       | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2160 | 器楽Ⅰ（主科）         | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    | 1     | 1    |       |      |                                                                                           |
|                    | CE2261 | 器楽Ⅱ（主科）         | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2262 | リトミック           | 2   |      | 2            |     | 2  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2263 | ハンドベル演習         | 2   |      |              |     | 2  |       |        |    |    |       |      | 1     | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2164 | ダンスパフォーマンスⅠ     | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       | 1    |       |      |                                                                                           |
|                    | CE2265 | ダンスパフォーマンスⅡ     | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       |      | 1     |      |                                                                                           |
|                    | CE2166 | ミュージカル表現Ⅰ       | 1   |      | 1            |     | 1  |       |        |    |    |       | 1    |       |      |                                                                                           |
|                    | CE2267 | ミュージカル表現Ⅱ       | 1   |      | 1            |     | 1  |       |        |    |    |       |      | 1     |      |                                                                                           |
|                    | CE2268 | ミュージカル演習        | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       |      |       | 1    |                                                                                           |
|                    | CE2169 | 音響・舞台照明技術研究     | 1   |      |              |     | 1  |       |        |    |    |       | 1    |       |      |                                                                                           |
| 卒業研究               | CE2270 | 卒 業 研 究         | 2   | 2    | 2            |     |    | 2     |        |    |    |       |      | 2     | 2    |                                                                                           |
| 計 70 科目            |        | 幼 児 教 育 コ ー ス   | 108 | 28   |              | 29  | 36 | 16    | 40     | 55 | 20 | 45    |      | 37    |      |                                                                                           |
|                    |        | チャイルド・ミュージックコース |     |      | 32           |     | 62 |       |        |    | 23 | 54    |      | 54    |      |                                                                                           |

注1) 卒業要件は充足したが、上記記載の免許・資格取得に必要な科目の一部を未修得のため免許・資格を取得できなかった場合、卒業後本学において科目等履修生として不足単位を修得すれば免許・資格取得の資格を得ることができる。

2) 保育士資格取得希望者は、保育士選択科目より「保育実習指導Ⅱ」と「保育実習Ⅱ」又は、「保育実習指導Ⅲ」と「保育実習Ⅲ」の3単位以上を含めて9単位以上を選択し修得しなければならない。

3) 「教育実習」及び「保育実習」の成績通知期は、下記の通りである。

「教育実習」

教育実習Ⅰ：Ⅰ期 教育実習Ⅱ：Ⅱ期 教育実習Ⅲ：Ⅲ期 教育実習Ⅳ：Ⅳ期

「保育実習」

保育実習指導Ⅰ：Ⅱ期 保育実習指導Ⅱ又はⅢ：Ⅲ期 保育実習Ⅰ－1：Ⅲ期

保育実習Ⅰ－2：Ⅳ期 保育実習Ⅱ：Ⅳ期 保育実習Ⅲ：Ⅳ期

4) GPA活用

①GPA2.0以上を2年次教育実習・保育実習履修のための履修条件とする。

②各種表彰者選出の参考資料とする。

5) CAP制度

年間に履修できる単位の上限は、58単位とする。ただし、成績優秀者（前の学期までのGAP2.5以上の者）は、60単位を上限とする。

#### (4) 進級の要件

GPA1.4 以上及び「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ」を修得していること。

#### (5) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

幼児教育学科所定の単位を修得し、以下の知識・能力を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（教育学）の学位を授与します。

- 1) 教育・保育の本質を理解している。
- 2) 保育内容を理解し、保育を総合的に計画し実践できる。

- 3) 子どもの発達（心理的・身体的）を理解し、子どもを支援することができる。
- 4) 保育を実践するための方法や技術を身につけている。
- 5) 感性豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につけている。
- 6) 学修した知識や技術を統合し、問題を解決する能力が育っている。
- 7) 幅広い教養と豊かな人間性や規範意識を身につけている。
- 8) チャイルド・ミュージックコースにおいては、更に一定水準以上の音楽表現が身についている。

## (6) 免許状及び資格等を取得するための教育課程

幼児教育学科においては、次に示すような各種免許状及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために本学科において修得しなければならない授業科目及び単位については、2. 幼児教育学科の教育課程表及び（注）に明記してあるのでよく注意すること。

| 学 科         | 取得可能な免許状及び資格の種類                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼 児 教 育 学 科 | 幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事（任用資格）<br>チャイルド・ミュージックコースでは、幼稚園教諭二種免許状または、保育士資格のどちらかが取得可能（2年間の授業料で3年間在籍することにより、両方の免許・資格取得可能）<br>幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級・1級（チャイルド・ミュージックコースのみ） |

## (7) 関係法令等の抜粋

この手引きでは各学生が本学のそれぞれの学科・科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

### 1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(令和1年6月改正)

- 第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。
2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
  3. 前項の大学は、短期大学と称する。
  4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
  5. 第2項の大学には、学科を置く。
  6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
  7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
  8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(令和1年8月改正)

第142条 ④ 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略) その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準（昭和50年4月28日 文部省令第21号）（令和1年8月改正）

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 2) 教育職員免許状に関するもの

本学の正規の課程は、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律147号)第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和30年4月より幼稚園教諭二種普通免許状を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所要資格を得させるための聴講生(科目等履修生)の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（令和1年6月改正）

第1条 この法律は教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、（略）、及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者



- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
2. 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合限り、行うものとする。
7. 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別 表 第 1（第5条、第5条の2関係）

| 第 1 欄  |       | 第 2 欄           | 第 3 欄                   |          |              |              |
|--------|-------|-----------------|-------------------------|----------|--------------|--------------|
| 免許状の種類 |       | 基 礎 資 格         | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |          |              |              |
|        |       |                 | 教科に関する科目                | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭  | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。    | 6                       | 35       | 34           |              |
|        | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。    | 6                       | 35       | 10           |              |
|        | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 4                       | 27       |              |              |

- 備考 1. この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。
- 2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
3. 省 略
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ. 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ. 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 省 略
8. 省 略
9. 省 略

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（令和1年6月改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位修得方法は、次の表に定めるところによる。

| 第 1 欄              | 最 低 修 得 単 位 数      |                            |                      |                                    |                                               |                        |                                                        |                                   |                            |                   |                                    |      |        |  |
|--------------------|--------------------|----------------------------|----------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------|------------------------------------|------|--------|--|
|                    | 第 2 欄              | 第 3 欄                      |                      |                                    |                                               |                        | 第 4 欄                                                  |                                   |                            | 第5欄               | 第6欄                                |      |        |  |
| 教 科 及 び 関 する 科目    | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目 |                      |                                    |                                               |                        | 道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 相 談 等 に 関 する 科 目 |                                   |                            | 教 育 実 践 に 関 する 科目 | 大学が独自に設定する科目                       |      |        |  |
| 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 領域に関する専門的事項        | 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）  | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                             | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 幼児理解の理論及び方法       | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 教育実習 | 教職実践演習 |  |
| 専修免許状              | 16                 | 10                         |                      |                                    |                                               |                        | 4                                                      |                                   |                            | 5                 | 2                                  | 38   |        |  |
| 一種免許状              | 16                 | 10                         |                      |                                    |                                               |                        | 4                                                      |                                   |                            | 5                 | 2                                  | 14   |        |  |
| 二種免許状              | 12                 | 6                          |                      |                                    |                                               |                        | 4                                                      |                                   |                            | 5                 | 2                                  | 2    |        |  |

- 備考 1. 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
2. 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
3. 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
4. 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
5. カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

- イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
  - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
  - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
6. 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第1項の表備考第5号、第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
  7. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
  8. 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
  9. 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
  10. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
  11. 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。
  12. 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部

分に限る。)を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。)並びに道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。)の単位のうち、2単位(二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位)までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる(次条第1項の表の場合においても同様とする。))。

13. 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表(表の部分に限る。))を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。)又は道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表(表の部分に限る。))を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。)の単位をもってあてることができる。

14. 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする(次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。))。

- イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
- ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2. 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
3. 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
4. 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するよう努めるものとする。

### 3) 保育士資格に関すること

本学幼児教育学科は、児童福祉法第18条の6第1号の規定により保育士養成施設としての指定を受け(昭和38年3月20日厚生省収児第123号)昭和38年度より保育士の養成を行っている。したがって、幼児教育学科に在学する者が学則に定められた卒業要件に係わる単位の他、児童福祉法等に定められた単位を修得すれば保育士の資格を得ることができる。

以下に関係法令の抜粋を示す。

○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)(令和2年6月改正)

第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の1第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者という。

第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処



せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- 4 第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
  - 5 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 1 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
  - 2 保育士試験に合格した者
- 第18条の18 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

○児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）（令和2年政令第219号改正）

第5条 法第18条の6第1号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

○児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）（令和2年厚生労働省令第92号）

第6条の2 令第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。
- 2 修業年限は、2年以上であること。
- 3 厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。以下略

○厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇児発第1209001号平成15年12月9日）（子発0427第3号平成30年一部改正）

## 5 教育課程

### （1）基本的事項

- ① 指定保育士養成施設は、教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。
- ② 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目（以下「必修科目」という。）は、必ず履修させなければならないこと。
- ③ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）において、「養護」の視点及び「養護と教育の一体性」が重要であるとされたことを踏まえ、指定保育士養成施設においては、これらに関する内容を個々の教科目のみではなく、養成課程を構成する教科目全体を通じて教授すべきことについて、各教員の理解を促進させること。
- ④ 略
- ⑤ 告示別表第2の選択必修科目（以下「選択必修科目」という。）については、別表①に掲げる系列及び教科目の中から18単位以上を設け、9単位以上を必ず履修させなければならないこと。ただし、設置及び履修ともに、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」の3単位以上を含むこと。なお、選択必修科目について、保育実習以外の系列の教科目及び単位数を各指定保育士養成施設で自主的に設定できるようにしたことの趣旨に鑑み、指定保育士養成施設毎に特色ある教科目及び単位数の編成を行うよう努めること。
- ⑥ 教養科目については、必修科目との関連に留意して教科目を設定する等学生の学習意欲を高めるための創

意、工夫に努めること。

- ⑦ 必修科目又は選択必修科目以外の教科目を各指定保育士養成施設で設け、入所者に選択させて差し支えないこと。以下略

(別紙2)

## 保育実習実施基準

### 第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

### 第2 履修の方法

- 1 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

| 実習種別<br>(第1欄) | 履修方法(第2欄) |                 | 実習施設<br>(第3欄) |
|---------------|-----------|-----------------|---------------|
|               | 単位数       | 施設におけるおおむねの実習日数 |               |
| 保育実習Ⅰ(必修科目)   | 4単位       | 20日             | (A)           |
| 保育実習Ⅱ(選択必修科目) | 2         | 10日             | (B)           |
| 保育実習Ⅲ(選択必修科目) | 2         | 10日             | (C)           |

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業(ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る)若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。))及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。))。

備考2 保育実習(必修科目)4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び(A)に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

(別紙3)

## 教科目の教授内容

### 1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。



## 2 教科目

### <必修科目>

#### 【保育の本質・目的に関する科目】

- 保育原理（講義 2 単位）    ○教育原理（講義 2 単位）    ○子ども家庭福祉（講義 2 単位）  
 ○社会福祉（講義 2 単位）    ○子ども家庭支援論（講義 2 単位）    ○社会的養護Ⅰ（講義 2 単位）  
 ○保育者論（講義 2 単位）

#### 【保育の対象の理解に関する科目】

- 保育の心理学（講義 2 単位）    ○子ども家庭支援の心理学（講義 2 単位）  
 ○子どもの理解と援助（演習 1 単位）    ○子どもの保健（講義 2 単位）    ○子どもの食と栄養（演習 2 単位）

#### 【保育の内容・方法に関する科目】

- 保育の計画と評価（講義 2 単位）    ○保育内容総論（演習 1 単位）    ○保育内容演習（演習 5 単位）  
 ○保育内容の理解と方法（演習 4 単位）    ○乳児保育Ⅰ（講義 2 単位）    ○乳児保育Ⅱ（演習 1 単位）  
 ○子どもの健康と安全（演習 1 単位）    ○障害児保育（演習 2 単位）    ○社会的養護Ⅱ（演習 1 単位）  
 ○子育て支援（演習 1 単位）

#### 【保育実習】

- 保育実習Ⅰ（実習 4 単位）    ○保育実習指導Ⅰ（演習 2 単位）

#### 【総合演習】

- 保育実践演習（演習 2 単位）

### <選択必修科目>

- 保育の本質・目的に関する科目    ○保育の対象の理解に関する科目    ○保育の内容・方法に関する科目  
 ○保育実習Ⅱ（実習 2 単位）    ○保育実習指導Ⅱ（演習 1 単位）    ○保育実習Ⅲ（実習 2 単位）  
 ○保育実習指導Ⅲ（演習 1 単位）

### 3. 地 域 創 成 学 科 教 育 課 程

#### (1) 生活基礎科目

| ナンバ<br>リング | 授 業 科 目 名         | 単位数 |    | 授業の<br>形 態 | 開講期(毎週のコマ数) |     |      |     | 指定科目   |                  |                       |                            |                                 | 備考 |
|------------|-------------------|-----|----|------------|-------------|-----|------|-----|--------|------------------|-----------------------|----------------------------|---------------------------------|----|
|            |                   | 必修  | 選択 |            | I期          | II期 | III期 | IV期 | 司<br>書 | 学<br>芸<br>員<br>補 | 情<br>報<br>処<br>理<br>士 | 社<br>会<br>福<br>祉<br>主<br>事 | ビ<br>ジ<br>ネ<br>ス<br>実<br>務<br>士 |    |
| CD1102     | 宗 教 学             | 2   |    | 講 義        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1130     | 情 報 処 理 I         |     | 2  | 演 習        | 1           |     |      |     |        |                  | ○                     |                            | ○                               |    |
| CD1103     | 総合英語コミュニケーション     |     | 2  | 演 習        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1109     | 英語(リーディング&ライティング) |     | 2  | 演 習        |             | 1   |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1903     | キャリアデザイン I        |     | 2  | 講 義        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            | ○                               |    |
| CD1904     | キャリアデザイン II       |     | 1  | 講 義        | (1)         |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 | ※  |
| CD1101     | 地域創成ゼミナール         | 2   |    | 講 義        | 1           | 1   |      |     |        |                  | ○                     |                            | ○                               |    |
| CD1201     | 地域創成プロジェクト演習      | 2   |    | 演 習        |             |     | 1    | 1   |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1104     | 生涯学習概論            |     | 2  | 講 義        | 1           |     |      |     | ○      | ○                |                       |                            |                                 |    |
| CD1105     | 家族社会学             |     | 2  | 講 義        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1106     | 生活芸術学入門           |     | 2  | 講 義        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1107     | 基礎学力トレーニング        |     | 1  | 演 習        | 1           |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1108     | 数理・データサイエンス基礎     |     | 2  | 講 義        |             | 1   |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1901     | 芸術鑑賞講座・教養講座 I     | 0.5 |    | 演 習        | (1)         |     |      |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| CD1902     | 芸術鑑賞講座・教養講座 II    | 0.5 |    | 演 習        |             |     | (1)  |     |        |                  |                       |                            |                                 |    |
| 合 計        |                   | 7   | 18 |            | 11          | 3   | 1    | 1   |        |                  |                       |                            |                                 |    |

○は必修科目。※就職部が運営する就職支援科目

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内 16 大学・短大間での単位互換の制度がある。  
ここで修得した単位は生活基礎科目の単位に換算される。

## (2) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

文化、歴史、芸術、情報などの専門の学修を通して、継続的に社会貢献ができる総合的な人間力を持つ人材の育成を目的とします。そのために、地域社会活動などと連動した実践教育（アクティブラーニング）を行うことで地域社会で活躍することができるよう、以下の項目を編成し設置します。

- 1) 1年に入門、概論の専門教育科目を置き、2年より専門性に特化した専門教育科目を編成します。
- 2) 「地域創成ゼミナール」「地域創成プロジェクト演習」科目を開設することで、地域社会の創成に力を発揮できる人材を輩出することを目指します。
- 3) 二年間の集大成として「卒業研究」などの科目において、自ら問題意識を持って学びを追及することができる分析力を身につけます。
- 4) 資格取得に必要な科目の多くは卒業要件の科目としても認められ、効率の良い履修が可能となり、多様な資格と知識・技能の修得を目指せるカリキュラム編成とします。
- 5) 司書および学芸員補（任用資格）の資格取得に必要な科目を開設し、幅広い教養を学修するための専門的な教育プログラムを実施し、知識の形成を目指します。
- 6) 情報処理士の資格取得に必要な科目を開講し、社会生活に不可欠な情報活用能力を育成して企業人の基礎力として求められている IT スキルを身につけます。
- 7) 社会福祉主事（任用資格）の資格取得に必要な科目を開講し、ボランティア活動等を通して、専門知識と共に実践的な技能の育成を目指します。
- 8) 芸術と人間社会における諸問題を総合的に捉え、新しい視覚文化に対応できる教育を実施します。

## (3) 専門科目

| 区分                   | ナンバ<br>リング | 授 業 科 目 名    | 開<br>講<br>単<br>位<br>数 | 卒業必修<br>選択の別 |    | 授業の形態 |    |            | 資格に必要な科目 |                            |                       |                                      |                                 | 開講期(毎週のコマ数) |      |       |      | 備考      |   |  |
|----------------------|------------|--------------|-----------------------|--------------|----|-------|----|------------|----------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------------|------|-------|------|---------|---|--|
|                      |            |              |                       | 必修           | 選択 | 講義    | 演習 | 実習・<br>実技等 | 司<br>書   | 学<br>芸<br>員<br>補<br>(任用資格) | 情<br>報<br>処<br>理<br>士 | 社<br>会<br>福<br>祉<br>主<br>事<br>(任用資格) | ビ<br>ジ<br>ネ<br>ス<br>実<br>務<br>士 | 1 年         |      | 2 年   |      |         |   |  |
|                      |            |              |                       |              |    |       |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 | I 期         | II 期 | III 期 | IV 期 |         |   |  |
| 地域創成学科<br><br>共通専門科目 | CD2110     | 図書館概論        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            | 2        |                            |                       |                                      |                                 | 1           |      |       |      |         |   |  |
|                      | CD2120     | 博物館概論        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | 2                          |                       |                                      |                                 | 1           |      |       |      |         |   |  |
|                      | CD2150     | 女性文化史        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2165     | デザイン論        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2166     | 色彩学          | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 1           |      |       |      |         |   |  |
|                      | CD2130     | 情報処理Ⅱ        | 2                     |              | 2  |       | 2  |            |          |                            | 2                     |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2230     | 情報処理Ⅲ        | 2                     |              | 2  |       | 2  |            |          |                            |                       | 2                                    |                                 |             |      |       | 1    |         |   |  |
|                      | CD2131     | 情報概論         | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            | 2                     |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2132     | 情報倫理         | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            | 2                     |                                      |                                 |             |      |       | 1    |         |   |  |
|                      | CD2133     | 情報メディア論      | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       | 2                                    |                                 | 2           |      |       | 1    |         |   |  |
|                      | CD2180     | 地域食文化論       | 1                     |              | 1  |       | 1  |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2181     | 服飾文化論        |                       |              |    |       |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      |         |   |  |
|                      | CD2180     | 地域社会と食文化     |                       |              |    |       |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      |         |   |  |
|                      | CD2181     | 衣生活文化論       | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2141     | 家庭福祉論        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      | 2                               |             |      |       |      | 1       |   |  |
|                      | CD2134     | ビジネスマナー      | 1                     |              | 1  |       | 1  |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 1           |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2135     | ビジネスホスピタリティ  | 2                     |              | 2  |       | 2  |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 2           |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2137     | マーケティング論     | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 2           | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2138     | 経営学基礎        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 2           |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2139     | 地域デザイン論      | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      |                                 | 2           |      |       | 1    |         |   |  |
| CD2140               | チーム発想法     | 2            |                       | 2            | 2  |       |    |            |          |                            |                       |                                      | 2                               |             |      | 1     |      |         |   |  |
| CD2136               | ボランティア活動   | 1            |                       | 1            |    |       | 1  |            |          |                            | 1                     |                                      | 1                               | 集中          |      |       |      | 学外活動を含む |   |  |
| 地域創成学基礎              | CD2151     | 日本文化史        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2152     | ヨーロッパ文化史     | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2153     | 考古学          | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2154     | 美術史          | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2155     | 宗教文化史        | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          | (2)                        |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2142     | 介護概論         | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       | 2                                    |                                 |             |      |       |      | 1       |   |  |
|                      | CD2143     | 社会福祉概論       | 2                     |              | 2  | 2     |    |            |          |                            |                       |                                      | 2                               |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2160     | デッサンⅠ        | 2                     |              | 2  |       |    | 2          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 2    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2260     | デッサンⅡ        | 2                     |              | 2  |       |    | 2          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 2     |      |         |   |  |
|                      | CD2161     | 油彩画Ⅰ         | 2                     |              | 2  |       |    | 2          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2167     | 塑造基礎         | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2168     | 基礎デザイン       | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2169     | 絵本とイラストレーション | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2164     | CG 基礎Ⅰ       | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | CD2264     | CG 基礎Ⅱ       | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2170     | 写真基礎         | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2172     | 木雕基礎         | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      | 1     |      |         |   |  |
|                      | CD2162     | 版画基礎         | 1                     |              | 1  |       |    | 1          |          |                            |                       |                                      |                                 |             | 1    |       |      |         |   |  |
|                      | 地域創成学探究    | CD2251       | 日本史演習                 | 2            |    | 2     |    | 2          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      | 1       |   |  |
|                      |            | CD2252       | ヨーロッパ史演習              | 2            |    | 2     |    | 2          |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      |         | 1 |  |
| CD2254               |            | 美術史演習        | 2                     |              | 2  |       | 2  |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      | 1       |   |  |
| CD2255               |            | 宗教文化史演習      | 2                     |              | 2  |       | 2  |            |          |                            |                       |                                      |                                 |             |      |       |      | 1       |   |  |

| 区分                          | ナンバ<br>リング     | 授 業 科 目 名   | 開<br>講<br>単<br>位<br>数 | 卒業必修<br>選択の別 |     | 授業の形態  |        |            | 資格に必要な科目 |                                    |                       |                                                  |                                 | 開講期(毎週のコマ数) |      |            |            | 備考 |                 |
|-----------------------------|----------------|-------------|-----------------------|--------------|-----|--------|--------|------------|----------|------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------|-------------|------|------------|------------|----|-----------------|
|                             |                |             |                       | 必修           | 選択  | 講<br>義 | 演<br>習 | 実技・<br>実習等 | 司<br>書   | (学<br>芸員<br>補<br>任<br>用<br>資<br>格) | 情<br>報<br>処<br>理<br>士 | (社<br>会<br>福<br>祉<br>主<br>事<br>任<br>用<br>資<br>格) | ビ<br>ジ<br>ネ<br>ス<br>実<br>務<br>士 | 1 年         |      | 2 年        |            |    |                 |
|                             |                |             |                       |              |     |        |        |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 | I 期         | II 期 | III 期      | IV 期       |    |                 |
| 地域<br>創<br>成<br>学<br>探<br>究 | CD2253         | 考古学実習       | 2                     |              | 2   |        |        | 2          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          | 1  |                 |
|                             | CD2256         | 地域歴史遺産論     | 2                     |              | 2   | 2      |        |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  | ※ 1             |
|                             | CD2182         | 地域社会と食生活Ⅰ   | 1                     |              | 1   |        | 1      |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2282         | 地域社会と食生活Ⅱ   | 1                     |              | 1   |        | 1      |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2183         | 地域服飾文化論     |                       |              |     |        |        |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            |    |                 |
|                             | CD2183         | 地域社会と衣生活    | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2261         | 油彩画Ⅱ        | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2361         | 油彩画Ⅲ        | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  | 油彩画Ⅰ単位<br>認定者のみ |
|                             | CD2171         | 水彩表現        | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             | 1    |            |            |    | 油彩画Ⅰ単位<br>認定者のみ |
|                             | CD2267         | 塑造表現        | 2                     |              | 2   |        |        | 2          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 2          |    |                 |
|                             | CD2272         | 木彫表現        | 2                     |              | 2   |        |        | 2          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 2  |                 |
|                             | CD2262         | 版画表現        | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2163         | ビジュアルデザインⅠ  | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2263         | ビジュアルデザインⅡ  | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2173         | 映像メディア表現Ⅰ   | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2273         | 映像メディア表現Ⅱ   | 1                     |              | 1   |        |        | 1          |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
| CD2101                      | 卒業研究(論文もしくは制作) | 4           |                       | 4            | (4) | (4)    | (4)    |            |          |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      | 1(2)       | 1(2)       |    |                 |
| 図<br>書<br>館<br>学<br>関<br>係  | CD2111         | 児童サービス論     | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             | 1    |            |            |    |                 |
|                             | CD2112         | 図書館サービス概論   | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      | 1          |            |    |                 |
|                             | CD2113         | 図書館情報資源概論   | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             | 1    |            |            |    |                 |
|                             | CD2114         | 情報資源組織論     | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      | 1          |            |    |                 |
|                             | CD2115         | 図書館情報技術論    | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2116         | 図書館制度・経営論   | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2117         | 情報サービス論     | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2217         | 情報サービス演習    | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          | 1  |                 |
|                             | CD2214         | 情報資源組織演習    | 2                     |              | 2   | 2      |        |            | 2        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          | 1  |                 |
|                             | CD2118         | 図書館基礎特論     | 1                     |              | 1   | 1      |        |            | 1        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            |    | 1               |
|                             | CD2213         | 図書館情報資源特論   | 1                     |              | 1   | 1      |        |            | 1        |                                    |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            |    | 1               |
| 博<br>物<br>館<br>学<br>関<br>係  | CD2121         | 博物館資料論      | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      | 1          |            |    |                 |
|                             | CD2222         | 博物館実習       | 3                     |              | 3   |        | 3      |            |          | 3                                  |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          | 1  | ※ 2             |
|                             | CD2223         | 博物館情報・メディア論 | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
|                             | CD2124         | 博物館教育論      | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      | 1          |            |    |                 |
|                             | CD2225         | 博物館経営論      | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2226         | 博物館資料保存論    | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      |            |            | 1  |                 |
|                             | CD2227         | 博物館展示論      | 2                     |              | 2   |        | 2      |            |          | 2                                  |                       |                                                  |                                 |             |      |            | 1          |    |                 |
| 合 計                         |                |             |                       | 0            | 132 | 68     | 39     | 33         | 22       | 29                                 | 11                    | 6                                                | 14                              | 18          | 22   | 23<br>(24) | 22<br>(23) |    |                 |

※ 1 発掘調査実習を含む ※ 2 他に学外実習(1週間程度)を含む

注 1) 卒業の要件は、必修科目 7 単位、地域創成学科生活基礎科目・地域創成学科共通専門科目・地域創成学基礎・地域創成学探究・図書館学関係・博物館学関係の選択科目から 55 単位以上を修得すること(履修科目の登録の上限: 54 単位(年間))。

2) 卒業研究は、講義、演習、実技・実習等のいずれか、もしくはそれらを組み合わせて履修する。講義・演習は週 1 コマ、実技・実習は週 2 コマとする。

3) 学芸員補(任用資格)の欄で単位数(2)と記載してある文化史・美術史・考古学については、その中から 2 科目以上を修得することが望ましい。



- 4) 博物館実習の学外実習（2年次）を受講できる条件として、1年次の成績のGPAが2.0以上とする。
- 5) 専攻科への進学条件としてGPA2.0以上とする。単位互換制度：郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内15大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目\*の単位に換算される。  
※ p.12 参照
- 6) CAP 制度  
年間に履修できる単位の上限は、58単位とする。ただし、成績優秀者（前の学期までのGAP2.5以上の者）は、60単位を上限とする。

#### (4) 進級の要件

GPA1.4以上及び「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ」と「地域創成ゼミナール」を修得していること。

#### (5) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神に基づく教育目的に従い、以下に掲げる知識や資質を身につけ、所定の単位を修得した学生に対し短期大学士（地域創成）の学位を授与します。

- 1) 身近な生活圏の歴史や文化を理解し、専門教育の実習を通して地域社会に貢献できる力を身につけている。
- 2) 柔軟で応用力のある創造的思考力を身につけている。
- 3) 地域社会において円滑に対応できるコミュニケーション力を活かしながら、現代社会の多様な課題を自らの力で発見し、それらを分析し解決する能力を身につけている。
- 4) 専門的知識を活用し、論理的に課題を探究し、他者と協調し問題を解決していく主体的行動力を身につけている。

#### (6) 免許状（証）及び資格等を取得するための教育課程

地域創成学科においては、次に示すような各種免許状（証）及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、4. 地域創成学科 (2) 科目表に明記してあるのでよく注意すること。

| 科      | 取得可能な免許状（証）及び資格の種類                       |
|--------|------------------------------------------|
| 地域創成学科 | 司書、学芸員補（任用資格）、情報処理士、社会福祉主事（任用資格）、ビジネス実務士 |

#### (7) 関係法令等の抜粋

この手引きは、各学生が本学のそれぞれの学科・科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

##### 1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(令和1年6月改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(令和1年8月改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略) その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(令和1年8月改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略

3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 2) 司書に関するもの

図書館法 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/005.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/005.htm)

図書館法施行規則 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/007.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/007.htm)

## 3) 学芸員に関するもの

博物館法

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/04060103/004.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/04060103/004.htm)

博物館法施行規則

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1278630.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1278630.htm)

## 4) 情報処理士に関するもの

情報処理士資格認定規定

[https://www.jaucb.gr.jp/content/files/university/index/20200204\\_kitei\\_jouhou/jouhou\\_kitei\\_200204.pdf](https://www.jaucb.gr.jp/content/files/university/index/20200204_kitei_jouhou/jouhou_kitei_200204.pdf)

資格認定規定 第11条に関する補足

本学の場合、以下に示す各領域の資格必修科目を含む10単位以上の単位を取得しなければならない。

(資格申請費用 3,300円)

| <領域1>       | 単位  |
|-------------|-----|
| 情報処理Ⅰ(資格必修) | 2   |
| 情報処理Ⅱ       | 2   |
| 情報処理Ⅲ       | 2   |
| 情報メディア論     | 0.5 |

| <領域2>      | 単位 |
|------------|----|
| 情報概論(資格必修) | 2  |
| 情報倫理       | 2  |

| <領域3>           | 単位 |
|-----------------|----|
| 地域創成ゼミナール(資格必修) | 2  |
| ボランティア活動        | 1  |

## 5) 社会福祉主事（任用資格）に関するもの

社会福祉法第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（中略）において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。（以下省略）

※厚生省告示第 153 号、指定科目（平成 12 年～現在までの卒業生）

本学科では、社会福祉概論、家庭福祉論、介護概論の 3 科目。（34 科目のうち 3 科目を履修）

## 6) ビジネス実務士に関するもの

ビジネス実務士資格認定規定

[https://www.jaucb.gr.jp/content/files/university/index/200228\\_kitei\\_13%204/business\\_kitei\\_200228.pdf](https://www.jaucb.gr.jp/content/files/university/index/200228_kitei_13%204/business_kitei_200228.pdf)

資格認定規定 第 11 条に関する補足

本学の場合、以下に示す各領域の資格必修科目を含む 16 単位以上の単位を取得しなければならない。

（資格申請費用 3,300 円）

| ＜領域 1＞                | 単位 |
|-----------------------|----|
| ビジネスホスピタリティ<br>（資格必修） | 2  |
| 経営学基礎                 | 2  |
| マーケティング論              | 2  |
| 情報メディア論               | 2  |
| 情報処理 I                | 2  |
| ビジネスマナー               | 1  |

| ＜領域 2＞               | 単位 |
|----------------------|----|
| キャリアデザイン I<br>（資格必修） | 2  |
| チーム発想法概論             | 2  |
| 地域デザイン論              | 2  |

| ＜領域 3＞              | 単位 |
|---------------------|----|
| 地域創成ゼミナール<br>（資格必修） | 2  |
| ボランティア活動            | 1  |

#### 4. 専攻科（文化学専攻）

##### (1) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本学専攻科は、学位授与機構が認定した「特例適用専攻科」である。学修総まとめ科目の「文化史総合演習」において、2年間の学修成果が評価され、合格するための専門教育が体系的に学修できるよう教育編成をしています。学位授与機構より学士（文学）の学位を取得することを目指します。

- 1) 多様な歴史や文化のあり方を認識するために、1年において「文化史概論」を必修とし歴史学の本質を学修します。
- 2) 学修成果の研究テーマは1年の早い段階に決定し、指導教員のもとで準備を始めます。
- 3) 研究テーマに関連した授業を中心に選択できるように科目を設置します。
- 4) 「履修計画書」を学位授与機構に提出し、「文化史総合演習」（必修）において学修・探究成果の小論文を完成し、「成果の要旨」を学位授与機構に提出します。
- 5) 学芸員課程を修了し、専攻科において学士（文学）を取得することで、学芸員の資格を得られる教育プログラムを編成しています。
- 6) 日本史、西洋史、考古学、美術史、宗教文化史、女性史など、歴史学を多角的に探求できるカリキュラムを構成し、学芸員の資格取得のための専門的科目を設置します。
- 7) 専門職につくために、積極的な支援体制を編成しています。

・専攻科は短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識と専門的な技術を教授し、その研究を指導することを目的とする（学則第53条）。

・専攻科の修業年限は2年とし、在学年数は4年を越えることはできない（学則第54条）。

・専攻科の授業科目及び単位数は、次のとおりとする（学則第57条）。

##### (2) 開 講 科 目

| 専攻の名称 | 授 業 科 目 名             |                                     |        |                 | 必修 | 選択 |    | 備 考                        |
|-------|-----------------------|-------------------------------------|--------|-----------------|----|----|----|----------------------------|
| 文化学専攻 | 専<br>門<br>的<br>科<br>目 | 「日本史・西洋史・考古学・美術史・宗教文化史・日本女性史」に関する科目 | CS2101 | 文 化 史 概 論       | 4  |    | 1年 | 歴史に関する基礎科目                 |
|       |                       |                                     | CS2201 | 日本宗教の歴史と文化      |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2202 | 日本古代の歴史と文化      |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     |        | ◎ 日 本 の 古 代 中 世 |    | 2  |    |                            |
|       |                       |                                     | CS2102 | 日本近世の歴史と文化      |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2103 | 日本近代の歴史と文化      |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2104 | 考 古 学 特 論       |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2105 | 日 本 の 考 古 学     |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2106 | 中国の歴史と文化        |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2203 | 西 洋 美 学 史       |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     |        | ◎ 韓国朝鮮の歴史と文化    |    | 2  |    |                            |
|       |                       |                                     |        | ◎ 東南アジアの歴史      |    | 2  |    |                            |
|       |                       |                                     |        | ◎ 歴 史 と 人 間     |    | 2  |    |                            |
|       |                       |                                     | CS2107 | ドイツの歴史と文化       |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2108 | フランスの歴史と文化      |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2109 | アメリカの歴史と文化      |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2110 | 日 本 女 性 史       |    | 4  | 1年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2111 | 文 化 施 設 論       |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2211 | 文化史総合演習         | 4  |    | 2年 | 学修総まとめ科目<br>1科目4単位以上を必修とする |
|       |                       |                                     | CS2207 | 西洋美術史演習         |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2205 | 日本宗教史演習         |    | 4  | 2年 |                            |
|       |                       |                                     | CS2204 | 日本文化史演習         |    | 4  | 2年 |                            |

| 専攻の名称 | 授 業 科 目 名 |  |        |                 | 必修 | 選択 |     | 備 考                                                                                      |
|-------|-----------|--|--------|-----------------|----|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文化学専攻 | 専門関連科目    |  | CS2208 | 中国 文化 史 演 習     |    | 4  | 2 年 | 1 科目 4 単位以上を必修とする                                                                        |
|       |           |  | CS2206 | 西 洋 文 化 史 演 習   |    | 4  | 2 年 |                                                                                          |
|       |           |  | CS2104 | 考 古 学 演 習       |    | 4  | 2 年 |                                                                                          |
|       |           |  | CS2210 | 日 本 女 性 史 演 習   |    | 4  | 2 年 |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 哲 学 的 人 間 論   |    | 2  |     | 2 科目以上選択                                                                                 |
|       |           |  |        | ※ 衣 生 活 文 化 論   |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 食 生 活 概 論     |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 住 生 活 概 論     |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 生 活 経 済 学     |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 家 族 関 係 学     |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ◎博物館で学ぶ文化人類学の基礎 |    | 2  |     |                                                                                          |
|       | その他の科目    |  |        | ※ 情 報 処 理 演 習   |    | 2  |     | 2 科目以上選択<br>情報処理演習を博物館情報・メディア論、総合英語Ⅰを総合英語コミュニケーションで代替することができる（短期大学又は専攻科で必ず英語の単位を取得すること）。 |
|       |           |  |        | ※ 社 会 調 査 法     |    | 2  |     |                                                                                          |
|       |           |  |        | ※ 総 合 英 語 Ⅰ     |    | 2  |     |                                                                                          |

注) ◎印は、放送大学開講科目（単位互換による。）

※印は、郡山女子大学家政学部開講科目。

- ・専攻科の文化学専攻を修了するためには2年以上在学し、専門的科目について54単位以上、専門関連科目について4単位以上、専攻に係る科目以外の科目について4単位以上、計62単位以上を修得しなければならない（専攻科に関する規則第8条）。
- ・専攻科において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を越えない範囲で、本学専攻科において履修したものとして単位を認めることができる（学則第60条）。
- ・専攻科修了見込みの者（修了した者を含む）で、学位授与機構が授与する学位を取得しようとする場合は、所定の手続きに従って申請しなければならない。

尚、特例適用専攻科生として申請する場合は、本学専攻科開講の専門的科目を62単位（ただし専攻科で開講する科目50単位以上を含む）以上取得しなければならない。

### (3) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

以下にかかげる知識や資質を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、本学が評価を行い、「大学評価・学位授与機構」が審査し、学士（文学）の学位を授与します。

- 1) 専門的科目において、専門的知識を修得している。
- 2) 専門的科目において、研究能力が身についている。
- 3) 研究課題を適切な歴史学のテーマに設定する知識が身についている。
- 4) 研究課題の成果である論文を論理的、創造的にまとめる力が身についている。
- 5) 歴史学を専攻する学士（文学）の学位を取得することで、社会教育の充実発展に寄与できる能力が身についている。